

恵庭市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	所属専門部会	備考
会長 中泉 澄男	恵庭商工会議所	地域資源	
副会長 平田 弘子	恵庭市校長会	教育福祉	
委員 瀬戸口 剛	北海道大学大学院教授	総合調整	
委員 高野 伸栄	北海道大学大学院教授	総合調整	
委員 野原 聡	恵庭市町内会連合会	生活環境・総合調整	
委員 佐藤 康介	恵庭青年会議所	生活環境・総合調整	
委員 後藤 美江	恵庭市地域女性連絡会	生活環境	
委員 玉川 嘉代	恵庭市社会福祉協議会	教育福祉	
委員 中村 和子	恵庭市文化協会	教育福祉	
委員 牧 由美子	恵庭市体育協会	教育福祉・総合調整	
委員 1) 松尾 道義	道央農業協同組合	地域資源	～H27.1.29
委員 1) 高橋 義則	道央農業協同組合	地域資源	H27.1.30～
委員 井上 大樹	北海道文教大学	教育福祉・総合調整	
委員 土谷 秀樹	恵庭観光協会	地域資源	
委員 ※ 青野 菜名	市民まちづくりワークショップ	生活環境	
委員 ※2) 柏野 大介	市民まちづくりワークショップ	教育福祉	～H27.4.30
委員 ※ 山田 義久	市民まちづくりワークショップ	地域資源・総合調整	
委員 ※ 水野 みどり	恵庭まちづくり市民委員会	生活環境	
委員 ※ 小笠原 剛	恵み野商店会	地域資源	
委員 ※ 佐々木 敏文	島松まちづくり市民委員会	生活環境	
委員 ※ 白崎 亜紀子	地域FMパーソナリティー	地域資源・総合調整	
委員 ※ 福元 未来	恵庭市社会福祉審議会・児童福祉部会	教育福祉	
委員 ※ 長谷川 秀壽	花野菜 元会長	地域資源	
委員 ※ 寺澤 道恵	一般公募	教育福祉	
委員 ※ 阿部 順子	一般公募	生活環境	
委員 ※ 會田 さよ	一般公募	地域資源	
委員 ※ 野原 和憲	一般公募	生活環境	

※は、恵庭市総合計画審議会条例第4条に基づき委嘱された臨時委員

1) 道央農業協同組合推薦委員はH27.1.30より変更

2) 任期途中で都合により退任

恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日
(条例第11号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—(省略)—

附 則(平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。